第5章 目標達成のための取組

# 1 「ゴミゼロながさき」実現のための取組方針

「ゴミゼロながさき」の実現のための取組を推進するにあたっては、常に持続可能 な社会の構築に向けた視点を持ち、二酸化炭素の排出が少ない脱炭素社会に向けた取 組や自然の恵みを享受し継承する自然共生社会に向けた取組と統合した取組を推進し ていきます。

また、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広げていくことが重要であるため、地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環共生圏の形成を推進していきます。

# (1)持続可能な社会に向けた統合的取組の推進

私たちの日常生活や経済活動は、自然環境の中で営まれており、経済・社会の活動はその基盤となる環境を持続可能に利用できることが前提になっています。ところが、近年、温室効果ガスの影響と考えられる温暖化や集中豪雨などの異常気象や、レアメタル、化石燃料等の資源枯渇などが、私たちの生活や経済にも多くの影響を与えています。

平成30年6月19日に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」と、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上」を持続可能な社会づくりとの統合的取組の将来像として、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めています。

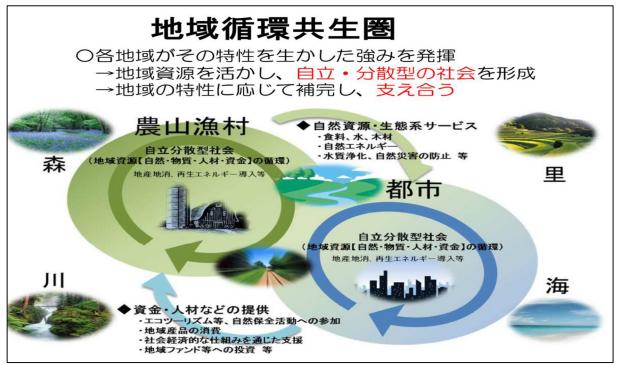
持続可能な社会に向けた統合的取組のイメージ(出典:環境省「第四次循環基本計画」)



# (2)地域循環共生圏形成に向けた取組の推進

地域循環共生圏とは、国の第五次環境基本計画で提唱された、持続可能な社会構築のための考え方で、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための一つの鍵とされています。地域(農山漁村など)には少子高齢化・人口減少等に起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観など多様な地域資源を有していますが、人口減少に加え、地方から都市への人口流出は地方の若年人口、生産年齢人口の減少を招き、結果として農林業の担い手が減少するなど、地域コミュニティーの弱体化や地域の環境保全の取組にも影響を与えています。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、地域が持続可能である必要があります。各地域がその特性を生かして補完し合いながら、異なる資源を循環させる自立・分散型の社会を形成することで、地域も都市も持続可能となる地域循環共生圏の構築をめざしていく必要があります。



(出典:環境省「地域循環圏形成推進ガイドライン」)

# (3) SDGs の推進

2015 年 (平成 27 年)の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジ ェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続 可能な世界を実現するため 2030 年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能 な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」として、17 のゴール (分野別 目標)及び 169 のターゲットが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギ ー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源とい った地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれ ています。

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





































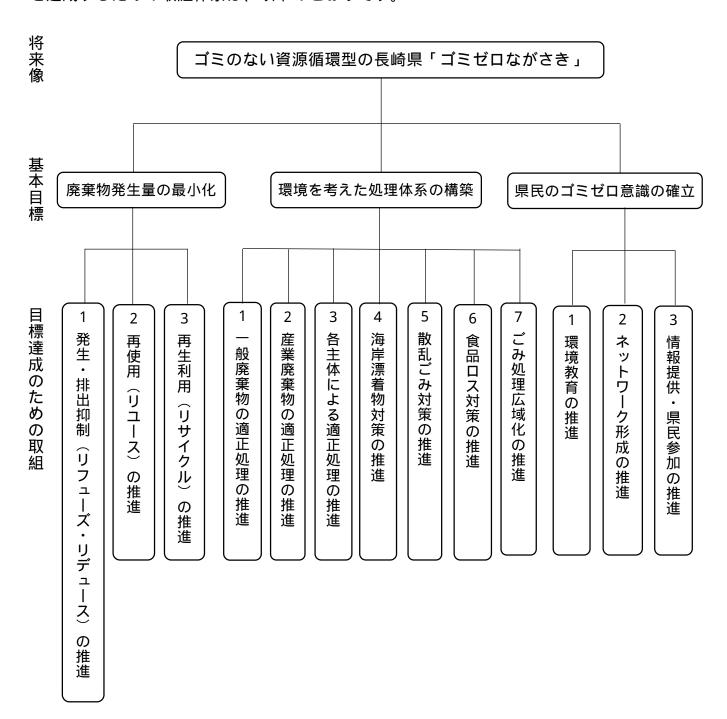
目標 1_貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2_飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を 実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3_すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確 保し、福祉を促進する
目標 4_質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確 保し生涯学習の機会を促進する
目標 5_ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女 児の能力強化を行う
目標 6_安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能 な管理を確保する

目標 7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーへのアクセス: すべての人々の、安価 かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへの アクセスを確保する
目標 8_働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々 の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らし い雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標 9_産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの 推進を図る
目標 10_人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11_住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可 能な都市および人間居住を実現する
目標 12_つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13_気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策 を講じる
目標 14_海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全 し、持続可能な形で利用する
目標 15_緑の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16_平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17_パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グロ ーバル・パートナーシップを活性化する

部分は長崎県廃棄物処理計画で目指すこととする目標です。

# (4)「ゴミゼロながさき」実現のための取組体系

本県の目指す将来像である「ゴミゼロながさき」の実現に向けて、3つの基本目標 を達成するための取組体系は、以下のとおりです。



# 2 廃棄物発生量の最小化への取組

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環の形成を通じた、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的としており、廃棄物処理の優先順位についても規定しています。まず、廃棄物の発生や排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物については適正に処分することとされています。

そのため、本県では廃棄物の減量化について、「4R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)」を推進することを基本的な考え方としており、今後も引き続きこの考え方に基づき取り組んでいきます。

また、本県においては、県民、事業者、NPO、大学、行政などで構成する「ながさき環境県民会議」を設置し、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルに取り組む活動指針として「ゴミゼロながさき実践計画」を定めており、この実践計画に基づいて、廃棄物の最小化の具体的な取組を推進しています。

Refuse (リフューズ):断る。

家庭や事業所に、ごみとなるものを持ち込まない行為です。 マイバッグを持参しレジ袋を断ること、使い捨ての商品を買 わないことなどです。

Reduce (リデュース):減らす。

ものを大切にし、ごみとして出さない行為です。 必要以上にものを買わないこと、壊れにくく長持ちする商品 を選ぶことなどです。

Reuse (リユース) :再使用する。

そのままの形で再使用する行為です。

ビールびんなどのリターナブル容器を使用したり、フリーマーケットなどで自分には不要になった衣類等を再使用してもらうことなどです。

Recycle(リサイクル):再生利用する。

廃棄物となったものを一度処理し、原材料として新しいもの に作りかえて使用する行為です。

いわゆる空きかんやペットボトルのリサイクルなどです。

# (1)発生・排出抑制(リフューズ・リデュース)の推進

#### 県民の取組

# ア.廃棄物を出さないライフスタイルへの転換

- ・マイバッグやふろしきを持参するなど、廃棄物となるものをできるだけ家庭 に持ち込まないようにし、廃棄物の発生を抑制するライフスタイルへの転換 に取り組みます。
- ・故障したものは修理してできるだけ長期間使用するなど、「もったいない」 の精神のもと、廃棄物の排出を抑制するライフスタイルへの転換に取り組み ます。

# イ.家庭でできる減量化

- ・生ごみの堆肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化、マイバッグ運動への 積極的参加など、家庭でできる廃棄物の減量化に積極的に取り組みます。
- ・賞味期限への正しい理解を深めるとともに適量の購入等により、食材の食べ切り使い切りに努めます。また、生ごみの水切りに取り組みます。

# 事業者の取組

# ア.廃棄物を出さない事業活動の推進

・事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造・輸送工程などの工夫を行い、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組みます。具体的には、食材の使い切り、生ごみの水切りやコピー用紙の使用枚数削減など、各業種でできる取組を行っていきます。

#### イ. 多量排出事業者の処理計画による減量化の推進

- ・一般廃棄物の多量排出事業者は、市町の指示に従って処理計画を作成し、 廃棄物の減量化に取り組みます。
- ・産業廃棄物の多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき処理計画を策定し、 廃棄物の減量化に取り組みます。さらに翌年度には、計画の実施状況報告書 を作成し県(長崎市、佐世保市)へ提出し、廃棄物減量化の進捗状況を確 認することで、減量化の改善に取り組みます。

#### ウ.消費者に配慮した事業活動の推進

- ・廃棄物の発生が少ない商品を消費者が積極的に購入できるよう、量り売りや無包装、簡易包装の推進など、県民の廃棄物発生・排出抑制に積極的に協力します。
- ・詰め替え商品の生産・普及を図るとともに、「良いものを、長く、大切に使用する」をコンセプトとし、故障した場合にも、容易に修理や部品交換ができる製品作りに取り組みます。
- ・レジ袋辞退者へのポイント付与などによるレジ袋削減に取り組みます。

#### エ.廃棄物の発生・排出抑制運動への協力

・マイバッグ持参運動によるレジ袋削減など、市民団体や行政が行う廃棄物の 発生・排出抑制運動に協力します。

#### オ.環境経営の推進

・事業活動を環境に配慮したものに変えていくため、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO 14001 や、環境省が定めた環境経営システムであるエコアクション 21 などを導入し、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等に取り組みます。

#### 行政の取組

# ア.排出抑制に向けた取組への支援

- ・食材の食べ切り使い切り、生ごみの水切りや、紙ごみの排出抑制といった 取組を推進するための啓発を行います。
- ・コンポスト容器や生ごみ処理機の購入に対する助成を行うとともに、生ごみ 堆肥化運動についても支援を行うなど、県民が発生抑制を実践する場合の 経費負担の軽減に努めます。
- ・これまで実施してきたマイバッグ持参運動等を継続しながら、令和2年7月 から義務化されたレジ袋有料化を契機として、県民のマイバック持参等によるレジ袋削減をさらに進めます。
- ・小売業などの事業者や商工団体等と連携し、レジ袋有料化により得られる収益金を地域の環境活動の活性化につなげていく施策等を検討します。
- ・排出事業者を対象とする研修会を開催し、事業者が取り組むべき廃棄物の発生・排出抑制対策について周知、啓発を図ります。

# イ.環境マネジメントシステム導入への支援

・事業者が自主的・主体的に取り組む環境マネジメントシステムの導入を促進 するため、研修会の開催及び認証取得のための情報提供に努めます。

#### ウ.産業廃棄物税の活用支援

・循環型社会の形成を目的として平成 17 年 4 月に導入した、産業廃棄物税の 税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推 進を図る事業に取り組みます。

# (2)再使用(リユース)の推進

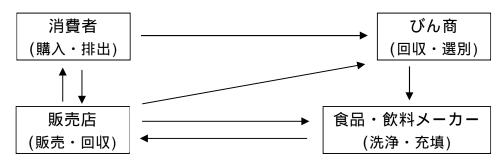
#### 県民の取組

- ア.フリーマーケット等を活用した不用品の交換・売買による有効利用
  - ・まだ使えるけどいらなくなったものや使わなくなったものを交換し、売買 する場として、フリーマーケットやガレージセール、リサイクルショップ、 インターネットオークションなどが活用されており、これらの場を有効に 利用して再使用に努めます。

# イ・リターナブル容器商品購入の推進

・ビールびんや牛乳びんのように、使用後に回収された後、きれいに洗って からくり返し使用するリタ・ナブル容器は、ごみの減量に役立つばかりでな く、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量を削減する点でも優れ ています。このようなリターナブル容器商品を、積極的に購入します。

# (リターナブルびんの流れ)



# Rマークびん (R)



日本ガラスびん協会が、規格統一リターナブルびんとして認定したびんに は、Rマークが付いています。

同じ規格のリターナブルびんを様々な商品に使い回すことにより、リユー スの効率が上がります。また、超軽量リターナブルびんなど、新しいタイプ のリターナルびんの開発も進められています。

#### ウ.容器包装の有効活用の推進

・詰め替えられる洗剤やシャンプー等の商品を選ぶなど、容器包装を有効に 活用します。

# 事業者の取組

- ア.再使用を意識した製品の開発
  - ・使用済みの製品を回収したときに、再び製品又は製品の一部として再使用 できるような製品の開発に努めます。
  - ・リターナブル容器を使用した製品の製造や販売に努めます。

# 行政の取組

# ア・リユース機能を併せ持ったリサイクルセンターの整備

・家具や家電製品、おもちゃなどを修理して再使用することは、廃棄物の減量 化に役立つばかりでなく、そのような場所の提供は、廃棄物に関する意識の 啓発にもつながります。家具などの修理技術等を持ったボランティアが 集い、そこで不用品の修理や再生を行ったり、子どもたちの学習の場として の機能を併せ持った環境に関する情報の発信センターとなるようなリサイク ルセンターの整備に努めます。

# イ・地域リユースの場や体制づくり

・地域循環に向けた取組を推進するため、フリーマーケットなどを活用した衣 類や家庭用品などの地域リユースの場や体制づくりに取り組みます。

# <u>(3)再生利用(リサイクル)の推進</u>

#### 県民の取組

#### ア.廃棄物の分別排出の徹底

- ・一般廃棄物の排出にあたっては、市町が設定する分別区分に応じて排出する ことを徹底し、市町の再生利用の取組に協力します。
- ・自動車や家電製品など各種リサイクル法の対象品目については、法に基づい た方法で適切に排出します。
- ・県や市町が実施するキャンペーンなどに協力し、全国と比べて、再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。お菓子の紙箱やティッシュペーパーの箱など身近にある紙類(雑紙)を、燃えるごみとして排出せずに、市町ごとに定められた方法で再生利用を進めます。

# イ.自治会等が行う集団回収への参加

・自治会や子ども会などが実施する廃品回収・集団回収に、積極的に参加し ます。

# ウ.廃食材の地産地消への参加

・生ごみの肥料化や廃食用油のバイオディーゼル燃料化など地域で有効活用するリサイクルの取組へ積極的に参加します。

# エ.適切な費用負担

・廃家電製品の収集運搬料金やリサイクル料金、自動車に係るリサイクル料金 など適切な費用を負担します。

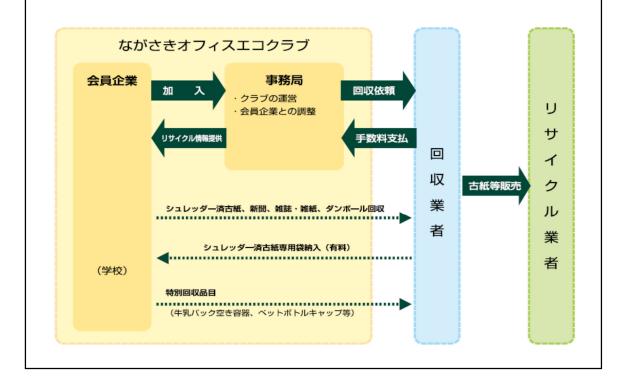
#### 事業者の取組

#### ア、廃棄物の分別排出及びリサイクルに配慮した処理の徹底

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正 に分別し、リサイクルに配慮した処理を推進します。
- ・廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、リサイクルに配慮した処理を実施するための適正な対価を負担します。
- ・県や市町が実施するキャンペーンなどに協力し、全国と比べて、再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。ダンボール、紙箱やコピー用紙などを、燃えるごみとして排出せずに再生利用を行います。特に、機密文書に関しては、焼却処分からセキュリティーを十分担保できるリサイクル処理への転換に努めます。
- ・事業者間で連携・協働し、廃棄物のリサイクルに取り組みます。

#### 事業者間で連携・協働し取り組まれている事例

単独の事業者では排出される古紙類の量が少なく、回収・リサイクルが進まなかったことから、複数の事業者で平成 19 年 3 月に「ながさきオフィスエコクラブ」を組織しました。会員企業や小中学校から出る古紙類を資源化しています。



# イ.リサイクルしやすい製品の製造等

- ・製品を製造する場合には、その製品が廃棄物となった場合のことを考慮し、 再生利用しやすい製品を開発、販売します。
- ・自らが製造・販売等を行った製品や容器等が廃棄物になったものについて、 極力これを自主的に引き取り、リサイクルに取り組みます。

# ウ.リサイクル商品の購入の推進

- ・自ら商品を購入する時は、再生品を原料とする商品を選択する等グリーン 購入に努めます。
- ・建設工事にあたって、再生資材の購入・利用推進に努めます。

# エ.環境マネジメントシステムの導入

・ISO14001 やエコアクション 21、環境会計など、環境マネジメントシステムを 積極的に導入し、廃棄物のリサイクルを推進します。

# 行政の取組

# ア. 各種リサイクル法に関する取組

## 1) 容器包装リサイクル法に関する取組

・容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集計画において、地域の実情を 考慮しながら、この計画に沿って容器包装リサイクル対象物の資源化に取り 組みます。さらに、長崎県廃棄物対策連絡協議会などの場を活用し、容器 包装リサイクルにおける各市町の状況を整理し、対象品目の拡充など回収 体制の強化に努めます。

# 2) 家電リサイクル法に関する取組

- ・リサイクル対象 4 品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれているため、 適正なリサイクル推進に取り組みます。
- ・リサイクル対象 4 品目の不法投棄防止及び離島地域の海上輸送費用負担軽減 を目的とした、メーカー等による助成措置を活用します。

# 3) 小型家電リサイクル法に関する取組

- ・小型家電には、ベースメタル、貴金属、レアメタルなどの有用な金属が含まれているため、適正なリサイクル推進に取り組みます。
- ・県内における使用済小型家電の回収量を上げるために、回収ボックス方式や ピックアップ方式など、地域の実情に応じた方法による回収システムの構築 に努めます。

#### 4) 建設リサイクル法に関する取組

- ・建設工事において、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)の 適正な分別解体・再資源化の実施の確保に努めます。
- ・長崎県リサイクル製品等認定制度により、リサイクル製品の利用に努めます。
- ・長崎県建設工事共通仕様書へ再生資材の利用について記載し、公共工事にお ける再生資材の使用に努めます。

# 5) 食品リサイクル法に関する取組

- ・食品関連事業者の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、食品リサイクルの必要性等の普及啓発に取り組みます。
- ・食品残さ等の未利用資源を有効活用するために、必要な施設の整備を支援し ます。

# 6) 自動車リサイクル法に関する取組

- ・処理困難物とされるシュレッダーダスト(自動車等破砕物)や環境に影響を 及ぼすフロン類の適正処理、再生部品及び再生資源の利用等を通じて、使用 済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効活用の推進に努めます。
- ・離島地域においては、リサイクル料金の剰余金の一部を用いる離島対策支援

事業を積極的に活用し海上輸送費の負担軽減を図ります。

- 7) その他のリサイクルに関する取組
  - ・学校給食などから排出される食品残さや食べ残しの堆肥化、飼料化を推進し ます。
  - ・家畜ふん尿の管理の適正化及び堆肥の品質向上・利用促進を図ります。
  - ・焼却施設から排出される焼却残渣(焼却灰)のセメント原料化等への有効利 用を推進します。
  - ・溶融施設から排出されるスラグは、日本産業規格(JIS規格)及び長崎県 溶融スラグ有効利用指針に基づき土木資材などへの有効利用の促進に努め ます。
  - ・二輪自動車など廃棄物処理法に基づく広域認定制度の対象品目については、 製造事業者等によるリサイクルシステムが構築されていることから、同シス テムに基づき効率的な再生利用に取り組みます。

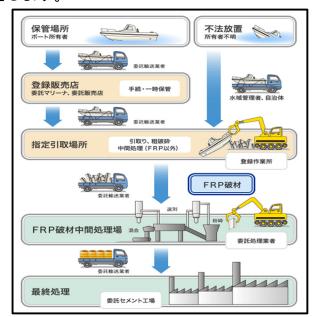
#### 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃棄物の処理を製品の製造、加工、販売等の事業を行う者(製造事業者等)が広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とし、環境大臣が認定する特例制度です。

本制度の対象となる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方があり、一般廃棄物については、現在、廃スプリングマットレス、廃パーソナルコンピュータ、廃密閉型蓄電池(密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池)、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃FRP船、廃消火器、廃火薬類、廃印刷機、廃携帯電話用装置、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃乳幼児用補助装置が広域認定制度の対象品目として定められています。

FRP船の廃船処理については、リサイクルシステムが全国的に運用されているため、制度の活用を推進します。

【FRP 船のリサイクルシステム】 出典:一般社団法人日本マリン 事業協会 ホームページ



# イ.離島におけるリサイクル等4Rの推進

- ・流通や運搬上の制約がある離島地域において、離島の実情に合わせて策定されている市町の一般廃棄物処理計画に沿って、リサイクル等 4 R を推進します。
- ・島外の再資源化施設等へ運搬する際には、港湾、海上輸送ネットワークを積極的に活用し、海上運搬経費の低廉化を図ります。
- ・廃自動車や廃家電を排出する際の島外への搬出経費に関しては、製造 メーカー団体が実施する補助事業など各種制度の活用を図ります。

# ウ.環境・エネルギー関連産業の育成

- ・リサイクルを円滑に推進するため、これを担う環境関連産業の創出と育成に 取り組みます。
- ・地域で発生した廃棄物をリサイクルするための研究・開発を行い、雇用の 創出や地域の発展に寄与します。
- ・環境、エネルギー関連市場への新規参入や取引拡大を促進するため、環境・エネルギー関連企業の製品などを紹介しています。

# エ. 資源リサイクルに関する研究・開発

- ・公設試験研究機関等において、関係機関との連携により廃棄物を活用した研究・開発を行います。
- ・公共工事で利用可能な資源について、産学官共同で研究・開発を行います。 県では、平成27年1月に、火力発電所から排出されるフライアッシュ(石 炭を燃焼する際に生じる灰の一種)をコンクリート用混和材として利用する ための施工指針を策定しています。

#### オ.リサイクル製品認定制度の推進

・長崎県リサイクル製品等認定制度を推進し、認定製品の普及、利活用の促進に努めます。

#### カ.グリーン購入の推進

- ・循環型社会を形成していくためには、再生品等の供給面における取組を強化することに加え、その再生品に対する需要が確保されることが重要であることから、県ではグリーン購入法に基づく国の基本方針を踏まえた長崎県環境物品等調達方針を定め、環境物品の調達を推進していきます。
- ・環境物品などの認定制度等を活用し、市町や事業所においてもグリーン購入 の積極的な取組が行われるように働きかけていきます。特に紙類の再生利用 の観点から、グリーン購入対象となっている「機密文書処理」については、 焼却処分からセキュリティーを十分担保できるリサイクル処理への転換に努 めます。

#### 長崎県環境物品等調達方針の概要(令和2年度)

長崎県環境物品等調達方針では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律」第6条に定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針を踏まえ、 長崎県の環境への負荷の低減に資する製品等(環境物品等)の調達を推進するため の基本的事項を定めています。

#### (目標等を定めている環境物品等)22分野246品目

- 1.紙類(コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー等)8品目
- 2. 文具類(シャープペンシル、ボールペン等)83品目
- 3.オフィス家具等(いす、机等)10品目
- 4.画像機器等(コピー機、プリンタ、ファクシミリ等)10品目
- 5.電子計算機等(電子計算機、磁気ディスク装置等)4品目
- 6.オフィス機器等(シュレッダー、デジタル印刷機等)5品目
- 7.移動電話等(携帯電話、PHS、スマートフォン)3品目
- 8.家電製品(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫等)6品目
- 9. エアコンディショナー(エアコン等)3品目
- 10. 温水器等(電気給湯器、ガス温水器等)4品目
- 11. 照明(蛍光灯照明器具、LED照明器具等)4品目
- 12.自動車等(自動車、乗用車用タイヤ等)3品目
- 13. 消火器
- 14.制服、作業服(制服、作業服、帽子)4品目
- 15. インテリア、寝装寝具(カーテン、毛布、ふとん等) 10品目
- 16. 作業手袋
- 17. その他繊維製品(集会用テント、ブルーシート、防球ネット等)7品目
- 18. 設備(太陽光発電システム等) 7品目
- 19. 災害備蓄用品(ペットボトル飲料水、乾パン等)10品目
- 20. 公共工事 52品目
- 21. 役務(省エネルギー診断、印刷等) 10品目
- 22. ごみ袋等(プラスチック製ごみ袋)1品目

# キ.<u>エネル</u>ギー回収の推進

・一般廃棄物(可燃ごみ)処理施設の整備にあたっては、廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーの利用や廃棄物の燃料化など、エネルギー回収に十分配慮した施設整備を図ります。

# ク.マテリアルリサイクルの推進

・一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、国の交付金制度を活用しながら、 各市町のリサイクル推進に向けた取組に応じた、マテリアルリサイクル施設 の整備を図ります。

# ケ.未利用資源の有効活用の支援

- ・未利用のバイオマスを利活用できる施設の整備を支援します。
- ・エコフィード(食品残さ等飼料)の利用については、食品業者等からの発生情報を収集・提供を行うとともに、関係法令の改正に伴う加熱処理基準対応への支援・指導を行い、エコフィードの活用促進を図ります。

# コ.再生利用に向けた取組への支援

- ・キャンペーンなどを実施して、リサイクルの必要性や重要性等について意識 の浸透や醸成を図るとともに、住民や事業者がリサイクルを行いやすい体制 や施設の整備に努め、全国と比べて再生利用率が低い紙類の再生利用を推進 します。
- ・資源ごみとして集められた空きかんやびんなどをリサイクルするとともに、 子どもたちの環境学習の場としての機能を併せ持ったリサイクルセンターの 整備に努めます。

# 3 環境を考えた処理体系の構築への取組

# (1)一般廃棄物の適正処理の推進

市町は、廃棄物処理法第6条の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならないことになっています。また、同法第6条の2の規定により、市町は、その計画に従って、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならないこととなっています。一般廃棄物の処理にあたっては、各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めていきます。

一般廃棄物の処理は市町の責務となっており、それぞれの市町で一般廃棄物を処理するほか、複数の市町が共同して、その地域内で集約処理を行います。

なお、事業系の一般廃棄物については、廃棄物処理法第3条に定めるとおり事業者自らの責任において処理することを基本としますが、各市町が定める一般廃棄物処理計画に基づいて処理する場合には、事業者は市町等の施策に積極的に協力し、適正な処理を行うこととします。

また、施設整備については各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めていきます。

#### 適正処理への取組

# ア.最適な処理方法の選択

- ・一般廃棄物の処理においては、二酸化炭素の排出を抑えた脱炭素社会形成推 進の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分のうち最適の方法を選 択するとともに、焼却処理量、最終処分量が抑制されるよう配慮します。
- ・例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生・排出抑制を、 次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、 直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行います。

# イ.ごみ処理広域化の推進

- ・生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町 と連携しながらごみ処理広域化の円滑な推進を図っていきます。
- ・また、ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、対応します。

#### ウ.ダイオキシン類の削減

・焼却施設の集約化を進めるとともに、焼却施設の適正な維持管理を行うこと により排出基準を遵守し、ダイオキシン類の排出削減を図ります。

#### 工.廃焼却炉の早期解体

・集約化等に伴い廃止されたごみ焼却施設については、国の交付金等を活用 し、早期解体を進めます。

# オ.し尿・生活排水の適正処理

- ・生活排水処理施設の整備率が全国平均に比べて低いことから、公共用水域の 水質保全のためにも、地域の特性に応じて、下水道や浄化槽等の整備を促進 します。
- ・大村湾や諫早湾干拓調整池など、閉鎖性が強く水質汚濁が懸念される流域においては、窒素又はリンを除去する高度処理型浄化槽の整備を促進します。
- ・し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設 備の導入を推進します。

# カ.廃棄物系バイオマスの利活用

- ・生ごみ、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥、廃食用油等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にもつながることから、これらを原料とした再生品の品質や安全性を確保したうえで、地域の特性に応じた適切な再生利用のための施設の整備等を推進します。
- ・廃棄物系バイオマスの利活用を進めるため、分別・収集の効率化についても 検討を行います。
- ・一般廃棄物(可燃ごみ)の処理にあたっては、ごみ発電等の余熱利用やバイオガス化など、エネルギー回収に積極的に取り組みます。

#### キ. 処理困難な廃棄物等の処理体制の整備等

- ・市町において適正処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに拡大生産者責任を踏まえた処理体制の構築を検討します。
- ・赤潮による養殖魚の斃死等、漁場環境の変化による突発的な被害等発生時に 生じる廃棄物については、市町、漁協、事業者等が連携して、適正かつ効率 的に処理する体制を構築します。

# ク.情報公開の推進

- ・一般廃棄物の処理にあたっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可決であり、排出者の理解が得られるよう処理体制の十分な周知を行います。
- ・廃棄物処理施設に対する信頼性を高めるため、同施設の見学会等を定期的に 開催するほか、施設の維持管理に関する情報や定期検査の結果に関する情報 を積極的に公表します。

# ケ.非常災害時における廃棄物の適正な処理

- ・災害発生時においては、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、廃棄物処理の広域的な連携や災害廃棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進します。
- ・災害発生時においては、長崎県地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づ き、防災体制の整備を図るとともに、国や都道府県、市町、廃棄物関係業界 との連携など災害廃棄物の処理のための調整等を行います。
- ・市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を 図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行いま す。

# 施設整備の施策

# ア、地域内・県内完結型廃棄物循環・広域処理システムの構築

- ・市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけその地域内又は県内でのリサイクルや処理が完結できるよう、施設整備を推進します。
- ・広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより 再生利用が容易になる場合があること、可燃ごみ処理施設の集約化による全 連続炉化等により効率的なエネルギー回収が可能となり、ダイオキシン類の 発生量が減少すること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を 考慮したうえで適正な施設の規模を確保し、広域的な処理を推進します。

#### イ.適切な収集体制の確保等

- ・収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保します。
- ・さらに、運搬に関しては、市町の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が 行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基 地の配置による大型運搬車への積替え等を行います。
- ・また、運搬車については、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を推進し ます。

#### ウ.一般廃棄物処理計画に基づく施設整備

- ・一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃棄物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行ったうえで、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき実施します。
- ・また、一般廃棄物の減量や適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度等を活用し、市町の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進します。

# 工.最終処分場の確保

・廃棄物のリサイクルを推進し、最終処分量を減少させることで、最終処分場 の延命化に努めるとともに、地域ごとに必要となる最終処分場を計画的に確 保します。そのため、地域ごとに必要となる最終処分場については、今後と も国の交付金制度を活用し整備を行います。

# オ.再資源化施設の整備

・一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたリサイクルセンター等の再資源化施設の整備を推進します。

# カ.汚泥再生処理センターの整備

・し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を推進します。

#### キ.廃棄物処理施設の延命化等

・厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を確保していくため、既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や整備を行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

#### 運営・管理体制の検討

#### ア.一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進

- ・一般廃棄物の減量や適正な処理を確保するための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析及び効率化を図ります。
- ・一般廃棄物の処理に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を 様々な角度から検討します。
- ・必要に応じて民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して廃棄物処理施設の整備、維持管理等を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めます。
- ・分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入 を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点 を住民や事業者に対して明確に説明するよう努めます。

# イ.事故時の措置等

・施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の 運転管理及び保守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓 練など、施設の安全な操業に努めます。

# ウ. 有料化の推進

・経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用 の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一 般廃棄物処理の有料化の推進を検討します。

# 工.産業廃棄物と一般廃棄物の「あわせ処理」の検討

・産業廃棄物と一般廃棄物の「あわせ処理」については、それぞれの処理責任 に着目しつつ、以下の観点から、その必要性について検討を行います。

離島においては、一般廃棄物、産業廃棄物の施設を別途建設するよりは、あわせて 建設した方が経済的であること。

産業廃棄物となる一部の海岸漂着物等を、一般廃棄物処理施設であわせて処理を行った方が効率的な場合があること。

産業廃棄物と一般廃棄物には性状が同一であるものもあり、あわせて処理を行った 方が効率的な場合があること。

エネルギー回収やリサイクルを効率的に行うためには、規模の大きい施設を建設することが有利であること。

#### 自治体に対する技術的な支援等

県は、一般廃棄物の処理に関する市町の責務が十分果たされるように、必要な 技術的助言を与えるよう努め、以下のような取組を推進します。

# ア.市町間の調整や情報の提供

・長崎県廃棄物対策連絡協議会等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の 調整や情報の提供を行います。

# イ.講習会・研修会の開催

・廃棄物関連法等や廃棄物処理・リサイクル技術の動向に関しては、実務担当 者や技術管理者を対象とした講習会・研修会を開催し、情報の提供・共有化 を図ります。

# ウ.県内の市町や他県との調整等

・市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけその地域内又は県内でのリサイクルや処理が完結できるよう推進しますが、地域内又は県内で処理することができないものや、処理することが著しく経済的に不利益であるものについては、その処理を円滑に進めるために、県内の市町や他県との調整等を行います。

# 【長崎県廃棄物対策連絡協議会(NWC)】

長崎県における廃棄物の適正な処理を確保し、地域の環境保全を図ることを目的と して「長崎県廃棄物対策連絡協議会」を設立、運営している。

#### 【構成】

長崎市、佐世保市、県立保健所地区廃棄物対策協議会(それぞれ管轄市町で構成、合計8協議会) 及び長崎県

#### 【協議事項】

- (1)廃棄物の適正処理に関すること。
- (2)廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に関すること。
- (3)適正処理困難指定廃棄物の処理に関すること。
- (4)容器包装分別収集及び再商品化促進法に対応するための事項に関すること。
- (5)廃棄物の広域処理に関すること。
- (6)国、県並びに市町の動向に係わる情報交換に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

# (2)産業廃棄物の適正処理の推進

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者処理責任の原則のもと、 事業者が自ら排出抑制や循環利用に率先して取り組むものとします。また、排出事 業者や処理業者は、法令を遵守し、地域住民の信頼を得られるよう安全で安心でき る処理施設の確保と維持管理に努めます。

このため、県は、市町や事業者と緊密な連携を図っていくとともに、庁内においては、各種会議等を活用し、各部が行う施策の横断的連携を保ち、連絡調整を図ることで、適正処理の推進に努めます。

# 適正処理への取組

# ア.循環利用及び適正処理の推進

- ・本県の地域特性に合った環境産業の創設や育成を推進し、県内から排出される廃棄物は、可能な限り県内で循環利用し、適正に処理することを目指します。
- ・家畜ふん尿等の廃棄物系バイオマスの循環利用を推進します。
- ・県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図ります。
- ・産業廃棄物税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、 適正処理の推進のための事業を実施します。

# イ.技術開発の支援

・県の研究機関において、事業者や地域社会のニーズに応じた産業廃棄物の資源化技術に関する研究に取り組むとともに、民間・大学等との共同研究についても積極的に取り組みます。

# ウ. 普及啓発の推進、情報の収集・提供

- ・事業者及び処理業者等に対し、研修会・講習会を開催し、廃棄物の排出抑制・減量化・資源化に関する意識の啓発に努めます。また、関係業界・団体等と連携し、廃棄物や環境に関する各種情報を定期的に提供します。
- ・施設設置者が、産業廃棄物処理施設の設置や変更を行う際には、地元住民への説明会や見学会を通して意見を求めることなどを定めた産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、助言等を行います。

# エ.電子マニフェスト制度の普及促進

・事業者は自社処理に限らず、処理を委託する場合であっても、産業廃棄物の 発生から最終処分(再生を含む。)に至るまでの全段階において適正な処理 が行われるよう、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の使用・確認を徹底す る必要があります。排出事業者や処理業者に対しマニフェスト制度の徹底を 図るとともに、この制度をより円滑に進めるため、排出事業者及び処理業者 と情報処理センターの間で電子情報を利用した電子マニフェスト制度の普及 促進に努めます。

# オ. 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成

- ・産業廃棄物の多量排出事業者は、事業場から排出する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成することが廃棄物処理法で定められています。
- ・多量排出事業者が作成した処理計画については、事業者による自主的な排出 抑制、再生利用等による減量化を一層推進するため、計画の提出を受けた県 等はインターネット等を利用して公表します。
- ・県は、提出された処理計画について、廃棄物の排出抑制や再生利用が、本計画の目標を達成するために必要な水準に達していない場合、これらの改善について事業者と協議または助言を行います。

# カ.優良な産業廃棄物処理業者の育成

- ・市場競争の中で、優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られるためには、事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できることが必要です。そのため、平成23年度に、通常の許可基準より厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。
- ・優良産廃処理業者認定制度に関する研修会などを開催し、産業廃棄物処理業 者の認定取得を促進します。
- ・県の入札等において、優良認定事業者に対するインセンティブの付与についても検討します。
- ・知見を有する者の協力のもと、真の優良産廃処理業者育成のための研修会を 実施し、県内処理業者の育成を図ります。

#### キ.監視・指導の強化

・産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者や処理業者、産業廃棄物処理施設に対し、計画的かつ効果的な監視・指導を実施し、厳正に法を執行します。

#### 施設整備の施策

# ア.再生利用等の推進

- ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の適正な循環利用の促進を図るため、産業廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備を推進します。
- ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収 が可能な施設の整備を優先します。

# イ.施設整備に対する助成

・事業者及び処理業者が行う施設整備については、国や県の補助事業又は政府 金融機関の融資制度等を活用し、施設整備の促進を図ります。

#### 処理、処分施設の整備

#### ア・中間処理施設の状況

- ・令和元年度末の県内の許可施設全体の処理能力は、令和7年度の排出量予 測を上回っているため、特に能力不足は見られません。
- ・今後も、処理施設の構造基準や維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等に 適合した処理が推進されるよう、処理施設の設置者への周知・指導や、施設 への立入検査を推進します。

# イ.最終処分場の状況

- ・最終処分場の埋立量と残余容量の関係は以下表(次ページ)のとおりです。
- ・循環型社会の形成並びに最終処分場の延命化を図るため、減量化や再生利用 を推進し、最終処分量の削減に努めます。
- ・新たに最終処分場を設置する事業者に対しては、施設許可に係る手続き(告示縦覧等)や、申請の際に必要となる調査等について、円滑に行えるよう助言を行い、早期設置に向けた取組を行います。

# 【中間処理施設の処理能力と排出量の比較】

(単位: 千トン)

中間加油が売の紙料	処理能力 ( 令和元年度末 )			令和元年度の	令和7年度の
中間処理施設の種類		事業者・公共	処理業者	排出量	排出量(予測)
汚泥	1,787	41	1,746	1,189	1,169
廃油	33	0	33	11	12
廃酸・廃アルカリ	30	0	30	10	11
廃プラスチック類	650	0	650	100	112
木くず又はがれき類(破砕)	40,685	365	40,320	795	1,007
紙くず、木くず、繊維くず	410	0	410	81	99

中間処理施設の処理能力の検討にあたっては、現在設置されている許可施設が今後 も補修や改造、更新等によって、現行の処理能力(最大能力)が維持されるものと 仮定して、令和7年度の予測排出量と比較した。

\* 1:既存施設の能力については、年間300日稼動するものとして算出。

\*2:紙くず、木くず、繊維くずは、汚泥、廃油、廃プラ、PCB以外の焼却施設。

\*3:令和元年度の排出量の「事業者・公共」と「処理業者」の区分については、

排出量を自己処理及び委託処理の割合で案分して算出。

# 【最終処分場の埋立量と残余年数の関係】

施設区分	年度	令和元年度末 残余容量 (千㎡)	平均年間埋立量 (過去6年平均) (千㎡)	残余年数 (年)
安定型処分場		7 3 8	7 4	
	事業者所有	0	0	9.9
	処理業者所有	7 3 8	7 4	
管理型処分場		6 2 4	3 3	
	事業者所有	6 2 4	3 3	19.0
	処理業者所有	0	0	

#### 個別の処理対策

# ア.農業系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・令和元年度に農業から排出された産業廃棄物は約155万トンで全排出量(約478万トン)の約33%を占めており、その大半が家畜ふん尿(動物のふん尿)です。
- ・家畜ふん尿は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき堆肥化が進められており、排出量の全てが再生利用・減量化されていて、前計画の目標を概ね達成する見込みです。
- ・本県における家畜排せつ物由来の堆肥の生産可能量と農地への需給については、県全体では概ねバランスがとれている状況にあります。しかし、一部地域では供給過剰が生じ、他の供給不足の地域に移出する等の対応が必要です。
- ・園芸用廃プラスチックは、主に野菜、花き等のハウス栽培、マルチ栽培等に利用されたものであり、農業者への啓発と、地域協議会による回収体制の確立により、本県では高水準で回収され、適正に処理されています。今後とも適正処理の啓発を継続し、効率的な回収体制の整備を支援しながら、回収率の維持、向上に努めることが必要です。

#### < 処理方針 >

- 1) 家畜ふん尿(動物のふん尿)
  - ・家畜ふん尿の堆肥化については、副資材の安定確保と高品質な堆肥づくりに 必要な施設整備を推進します。
  - ・「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、化学肥料との配合などによる耕種農家のニーズにあった安心して施用できる堆肥生産を推進し、需要拡大を図ります。
- 2) 園芸用廃プラスチック(廃プラスチック類)
  - ・園芸用廃プラスチックについては、適正処理に必要な施設整備を推進するとともに、長崎県園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会と各地域の 廃プラスチック適正処理推進協議会との連携により、排出時の分別徹底や回 収率の向上を図ります。

# イ.上下水道系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・令和元年度における上下水道業からの汚泥の排出量は、無機性汚泥が約5万トン、有機性汚泥が約85万トンで平成26年度の約113万トンに比べ増加しています。
- ・上水道事業及び下水道事業は、主に市町が事業主体として実施している事業 で、これから排出される汚泥は住民の生活に密接な関係を有する上水及び下 水の浄化過程から発生するものです。
- ・下水道から排出される有機性汚泥については前計画の再生及び減量化の目標値を達成しており、上水道から排出される無機性汚泥についても目標値をほぼ達成している状況ですが、引き続き排出汚泥の再生利用・減量化に取り組む必要があります。

# <処理方針>

#### 1) 上水汚泥

- ・本計画における無機性汚泥の処理目標は、排出量の 100%を再生利用・減量 化することです。この目標を達成するため、上水汚泥も 100%の再生利用・ 減量化を目指します。
- ・上水汚泥は、全排出量を減量化処理し、かつ、減量化後の全量をセメント原料、建設資材(路盤材、管敷設埋設材)等としての活用を図ります。

#### 2) 下水汚泥

- ・本計画における有機性汚泥の処理目標は、排出量の 100%を再生利用・減量 化することです。このため、下水汚泥も 100%の再生利用・減量化を目指し ます
- ・下水汚泥は、全排出量を減量化処理し、かつ、減量化後の全量をセメント原料、建設資材(路盤材、管敷設埋設材)等としての活用を図ります。
- ・下水汚泥は有機質に富んでいるため、消化による減量化や、肥料、バイオマ スとしての再生利用を積極的に推進します。

# ウ. 電気事業系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・本県には、全国有数規模の石炭専焼火力発電所が立地しており、発電に伴い生じる燃え殻(焼却灰)及び集塵機で捕捉されるばいじん(フライアッシュ)が大量に排出されています。
- ・令和元年度に電気業から排出された燃え殻は約6万トン、ばいじんは約76万トンです。燃え殻の再生利用は約21%で前計画における再生利用の目標47%を下回っていますが、ばいじんの再生利用は約85%で再生利用の目標(90%)を概ね達成している状況です。
- ・燃え殻及びばいじんは中間処理による減量化が難しいため、再生利用を一層 促進する必要があります。排出量を抑制することは難しいですが、節電等に 対する意識を浸透させ、少しでもばいじんなどの発生量を抑制するような取 組も必要となります。

#### < 処理方針 >

- ・発生した石炭灰については品質管理を行い、地盤改良材等の建設資材やセメント原料として有効活用し、産業廃棄物としての排出抑制に引き続き取り組みます。
- ・電気業から排出される産業廃棄物については、そのほとんどが中間処理による減量化が見込めないため、有効利用の用途を開発し、可能な限り再生利用するものとし、どうしても最終処分を要するものについては、自社による最終処分場を長期的かつ計画的な視点から確保し、適正に処分することを基本とします。
- ・なお、多量に排出される燃え殻及びばいじんについては、次の方針により処理を推進します。

#### 1) 燃え殻

- ・本計画における燃え殻の処理目標は、排出量の47%を再生利用することです。この目標を達成するため、排出量のほとんどを占める電気業から排出される燃え殻についても47%の再生利用を目指します。
- ・燃え殻は、ばいじん(フライアッシュ)と異なり、成分や形状が不均一となりやすく、そのままでは資源化が進みにくいため、電気事業者にあっては燃え殻の改良処理等を行い、セメントの原材料(天然粘土の代替材)や建設資材等としての活用を積極的に推進します。

# 2) ばいじん(フライアッシュ)

- ・本計画におけるばいじんの処理目標は、排出量の90%を再生利用することです。この目標を達成するため、排出量のほとんどを占める電気業から排出されるばいじんについても90%の再生利用を目指します。
- ・県でとりまとめた、ばいじんをコンクリート用混和材として利用するための 施工指針などを活用し、再生利用の促進に努めます。

# 工.建設系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・令和元年度に建設業から排出された産業廃棄物は約95万トンで、平成26年度の排出量約74万トンから増加しています。その内訳は、がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)が約72万トン、木くず(建設発生木材)が約8万トンとなっており、これら2品目で全量の約9割を占めており、続いて、その他の建設廃材、ガラス陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類の順となっています。
- ・排出量の大部分を占めているがれき類及び木くずは、前計画に掲げる再生利 用の目標を概ね達成しています。
- ・今後も本計画の目標を達成するために、建設廃棄物の発生抑制の積極的な取組を行いつつ、リサイクル資材の用途拡大のための技術開発や利用拡大に向けた取組を推進していくことが重要です。

#### < 処理方針 >

- ・建設工事から発生する産業廃棄物については、建設リサイクル法に基づき適 正処理を推進します。
- ・公共工事をはじめとしてリサイクル材の積極的な活用を図り、建設廃棄物の 資源循環に向けた取組を推進します。
- ・なお、多量に排出されるがれき類及び木くずについては、次の方針により処 理を推進します。

#### 1)がれき類

・建設業から排出されるがれき類は破砕し、再生骨材などへ 99%の再生利用を 目指します。

# 2) 木くず

・建設業から排出される木くずは、国土交通省が定めた「建設リサイクル推進計画 2020」の達成基準値(2024 達成基準)である 97%の再生利用・減量化を目標としますが、さらに減量化(焼却)の割合を低下させ、チップ化等への再資源化に移行することを目指します。

# オ. 特別管理産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環 境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する廃棄物です。
- ・特別管理産業廃棄物には、次のものがあります。

燃焼性の廃油

腐食性の廃酸、廃アルカリ

感染性産業廃棄物

特定有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物等)

- ・令和元年度の特別管理産業廃棄物の排出量は約0.9万トンであり、業種では 製造業、医療・福祉からの排出が多く、この2業種で全体の約99%を占め ています。なお、特別管理産業廃棄物の大部分は委託処理されています。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別措置法に基づき、その種類ごとに定められた期限内に処 理する必要があります。
- ・アスベスト(石綿)の飛散に伴う健康影響等に対する不安から、石綿建材の 除去事業が増加し、アスベスト廃棄物の排出量が増加しています。
- ・特別管理産業廃棄物は、その排出事業所が多種多様であり、さらに、その性質や性状がそれぞれ大きく異なることから、一元的・統一的な処理を行うことは困難であり、廃棄物の性質や性状にあった処理体制の整備が必要です。

#### < 処理方針 >

- ・特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、注意して取り 扱う必要があり、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められています。 また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者 の設置が義務付けられています。
- ・排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を中心として、特別管理産業 廃棄物の厳重な管理を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物処理基準等に 基づく適正な処理を推進します。
- ・特に、人の健康や生活環境への影響が懸念される感染性産業廃棄物及び特定 有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物)につ いては、次の方針も併せて対応します。

# 1) 感染性産業廃棄物

・感染性産業廃棄物については、病原微生物による二次感染の防止が最大の課 題です。

このため、以下により対応します。

感染性産業廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、国が定めた感染性 廃棄物処理マニュアルに従って、適正な処理を推進する。

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物は、区分しないで収集運搬することができるので、これらを混合して特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)処理業者に処理を委託することを推進する。

離島地域においては、事業者又は処理業者による島内処理体制の確立に努めることとするが、必要に応じて、市町による一般廃棄物とのあわせ処理 を検討する。

各保健所管内(長崎市、佐世保市を含む。)において、県、市町、医師会等の関係機関が連携を図り、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

# 2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

- ・国の PCB 廃棄物処理基本計画に即して、県内の PCB 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した、「長崎県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、適正処理を推進します。
- ・県内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物については、北九州市に整備されている広域処理施設(中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州事業)での処理を推進します。
- ・広域処理施設での処理対象となっていない、低濃度 PCB 廃棄物については、 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で認定を受けた施設等による適正 な処理を推進します。
- ・PCB 廃棄物の処理が完了するまでは、不適正な保管や紛失等によって生活環境の保全上の支障が生ずることがないよう、保管事業者に対し立入検査を行う等、様々な機会を通じて指導を行っていきます。

# 3)アスベスト廃棄物

- ・アスベスト廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、特別管理産業廃棄物 処理基準のほか、国が定めた石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版) (平成23年3月策定)等に基づき、適正な処理を推進します。
- ・石綿(アスベスト)に関する関係機関連絡会等において、情報の共有を図 り、各機関が連携・協力してアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進しま す。
- ・アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で 認定を受けた施設等による適正な処理を推進します。

# (3)各主体による適正処理の推進

適正処理を推進するためには、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を確認し、処理業者は廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨と定められた責任を理解し、各種法令を遵守して適正に廃棄物の処理を行うことが重要です。

また、不法投棄防止対策としては、第一に未然防止を図ることが重要であり、県民や事業者は廃棄物の処理に関する諸手続きや規定を理解し、適正処理に対する意識を持つことが大切です。

このため、行政は研修会を開催する等、県民や事業者の意識向上を図るととも に、事業所等への立入検査や不法投棄等監視パトロールを実施して、適正処理の推 進に努めます。

なお、不適正処理が行われた場合は、法に基づき厳正に対処します。

# 適正処理の推進に向けた取組

## ア.排出事業者の取組

- 1) 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行
  - ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を 遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。
- 2) 適正対価の負担及び適正処理の確認
  - ・産業廃棄物の処理を委託する場合には、許可を有する適正な業者を選定し、 適正な対価を支払います。
  - ・委託にあたっては委託契約を締結するとともに、必ずマニフェストを交付し、 委託業者等から送付されたマニフェストの内容に基づき、委託した産業廃棄物 が適正に処理されたことを確認します。なお、マニフェストの交付等の状況に 関しては、毎年、県(長崎市、佐世保市を含む。)へ報告します。
- 3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
  - ・資材の購入等にあたっては、不要な包装等ごみになるものを可能な限り排除し、廃棄物となるものの持ち込みを減らします。
  - ・製品の製造にあたっては、拡大生産者責任を考慮し、リサイクルしやすい製品を開発すること等によって、再生利用率の向上を図ります。
  - ・事業活動に伴い連続的に発生する廃棄物については、可能な限りリサイクルできる体制を構築し、廃棄物の減量化に努めます。

# イ.処理業者の取組

- 1) 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行
  - ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を 遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。

#### 2) 適正処理の報告

- ・収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者はマニフェストに必要事項を 記載し、マニフェスト交付者等へ適正に処理を行ったことを報告します。
- ・中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託する場合、自らマニフェストを交付して収集運搬及び処理が適正に行われたことを確認します。

# 3) リサイクルの推進

・中間処理後の産業廃棄物や処理過程で発生する副産物等は、可能な限りリサイクルして、廃棄物の減量化を図ります。

#### 4) 最終処分場の適正管理

・最終処分業者は、最終処分場に関する基準を遵守し、許可品目以外の廃棄物 の混入を防止するとともに、処分場の残余容量を的確に把握し計画的かつ適 正な維持管理を行います。

# ウ. 行政の取組

- 1) 排出事業者、処理業者及び処理施設への監視・指導
  - ・廃棄物適正処理推進指導員を配置し立入検査の強化を図り、適正処理の推進 に努めます。また、県民等からの情報には迅速に対応します。
  - ・不適正処理が確認された際は、立入検査や指導を強化し、法に基づいて厳正 な措置を講じます。
  - ・立入検査マニュアルや適正処理指導要綱等により、統一的かつ効果的な立入 検査を行います。

# 2) 現状の把握と効果的対策の検討

・マニフェスト交付等状況報告書や処理業者からの実績報告書等を基に排出 量、減量化量、最終処分量等の現状把握に努めます。

#### 3) 適正処理推進のための啓発

- ・県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を 行うことにより、廃棄物の適正処理について周知徹底を図ります。
- ・排出事業者等を対象とした研修会を開催し、適正処理及び各種リサイクル法 等の趣旨と定められた責務についての理解を図ります。

#### 4) 関係機関との連携

・関係各課、市町、警察、大学など関係機関との情報交換を密にし、適正処理の推進及び不適正処理発生時における生活環境保全上の支障の未然防止及び除去に努めます。

## 不適正事案への対応

- ・廃棄物の不適正処理が行われた場合、生活環境保全上の支障が発生することを防止するため、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県 (長崎市、佐世保市を含む。)において、行政処分(改善命令、措置命令及 び許可の取消し)を迅速かつ厳正に行います。
- ・命令違反等については、警察との連携を図り、厳正に対処します。

#### 不法投棄の未然防止対策

# ア.県民の取組

- 1) 適正なごみ出しと処理料金やリサイクル料金の負担
  - ・ごみを排出するときは、居住する自治体が定めたルールに従い、不法投棄を しない、させないように努めるとともに、汚染者負担の原則を自覚し、処理 料金やリサイクル料金を負担します。
  - ・家電リサイクル法に従い、対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・乾燥機)を処分するときは、家電小売店等に引き渡し、所定の運 搬、リサイクル料金を支払います。
  - ・自動車リサイクル法に従い、リサイクル料金を預託し、使用済自動車を引取 業者に引き渡します。
  - ・平成 29 年 8 月に発効した水銀に関する水俣条約に基づき、水銀を使用した体温計・血圧計などを処分するときは、定められた方法により適正に処理します。
  - ・その他のリサイクルシステムを活用して廃棄物を処理する場合には、定められた方法により適正に処理します。

#### 2)行政への情報提供

・不法投棄や違法な野焼き等を発見した場合は、不法投棄ホットラインなどを 通じて行政に情報を提供します。

不法投棄ホットライン窓口

(長崎県)0120-790-530

(長崎市) 0 1 2 0 - 5 3 0 - 9 9 6

#### イ.事業者の取組

- 1) 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行
  - ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を 遵守し、産業廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理等を行いません。
  - ・市町等の処理システムを活用する場合は、定められた分別方式を遵守し、必要な処理・リサイクル料金を負担します。

#### 2) 適正処理の確認

- ・産業廃棄物排出事業者が処理を委託する場合は、許可を有する業者を選定 し、委託契約を締結し、必ずマニフェストを交付して適正に処理が行われた ことを確認します。
- ・収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者はマニフェスト交付者等に対して、適正な処分の実施状況等を報告します。

#### 3)行政への情報提供

・輸送や廃棄物関連の事業者は、業務の中で不法投棄などを発見した場合は、 行政に情報を提供します。

#### ウ.行政の取組

#### 1) 不法投棄等監視パトロールの実施

- ・廃棄物適正処理推進指導員等による不法投棄等監視パトロールを実施して不 法投棄・違法焼却の未然防止と早期発見・指導に努めます。また、不法投棄 ホットラインを通じた県民からの情報等には迅速に対応します。
- ・不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等 の措置を必要としない区域についても、当該区域から新たな支障が生ずるこ とがないよう、当該区域の状況等について定期的に確認を行います。

#### 2) 不法投棄防止のための啓発

- ・県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を 行うことにより、不法投棄の防止について周知徹底を図ります。
- ・環境月間の時期に、警察、海上保安部及び市町等と協力し、陸域、海域、空域における不法投棄等監視合同パトロールを実施して県民や事業者等への周知を図ります。

#### 3) 関係機関との連携

- ・警察、海上保安部、市町及び業界団体等で構成する長崎県産業廃棄物不法処 理防止連絡協議会を中心として不法投棄防止対策を推進します。
- ・関係団体等と連携した監視体制の構築を図るなど、不法投棄防止に対する監 視活動の充実に努めます。

# 不法投棄事案への対応

- ・不法投棄事案については、投棄物や目撃情報等から投棄者を調査し、撤去、改善を指導します。
- ・行政指導に従わない等、悪質な事案については、警察等と連携して法に 基づき、厳正に対処します。
- ・不法投棄された廃棄物により、生活環境保全上の支障を生ずるおそれが ある場合には、廃棄物処理法に従い、原因者に対して原状回復等の措置 を命令します。

# (4)海岸漂着物対策の推進

ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、平成21年7月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条に基づき、平成22年10月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に掲げる3つの基本目標、「海岸漂着物の円滑な処理」、「県民生活で生じる廃棄物の発生抑制」、「外国由来の海岸漂着物の削減」を柱として各種取組を進めます。

# 海岸漂着物の円滑な処理の推進

- ・海岸漂着物が集積している海岸においては、県、市町、海岸管理者等が連携 して海岸漂着物の円滑な処理を図り、清潔の保持に努めます。
- ・漁業者等が行う海岸漂着物の処理を支援します。

# 海岸漂着物の効果的な発生抑制

・海岸漂着物の中には、陸域から排出されたごみが多いため、海岸漂着物の問題は、県民全ての共通の課題であるとの認識に立って、多くの県民に海岸漂着物の現状を知ってもらい、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

#### 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・県民や、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が、適切な役割分担 の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に 情報を共有しつつ連携・協力します。
- ・県域を越えた連携としては、福岡県、佐賀県、熊本県及び本県の4県で「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動に取り組むとともに、4県共通のポスターやリーフレットを作成し、海岸漂着物発生抑止の啓発に努めます。

#### 国際協力の推進

- ・本県における外国由来の海岸漂着物や、日本側が起因となる海岸漂着物については、相互の共通の課題であることから、国の外交上の対応と連携しながら課題の解決に努めるとともに、外国の人にも海岸漂着物の現状を知ってもらうために、対馬市で行われている日韓市民ビーチクリーンアップなど、県内で行われている取組の充実を図ります。
- ・平成 21 年の日韓知事会議の合意に基づき、平成 22 年から日韓 8 県市道(山口、福岡、佐賀、長崎、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治区)が連携して実施している地域の海岸清掃事業の取組を進めます。
- ・韓国や中国といった近隣国との、海岸漂着物に関する新たな共同の取組の実施について検討します。

#### その他の海岸漂着物対策

- ・県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物の排出抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を推進します。
- ・国が推進する海岸漂着物の効率的かつ効果的な回収・処分等に関する調査研 究結果等を積極的に活用します。
- ・国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調 査研究に協力します。
- ・海岸漂着物や漂流ごみの効率的な回収や、燃料への活用による電力や熱としてのエネルギー化について、必要な助言等を行います。

#### プラスチック対策

- ・令和元年度には国において「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、G20大阪サミットで「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」との首脳宣言がありました。
- ・環境省報告によると、くじら類の56パーセント、アオウミガメの62パーセントが海洋プラスチックごみを誤食しており、環境省が平成29年度に実施した五島での調査結果によると、ペットボトル、漁具等のプラスチック類が漂着ごみ全体の約7割を占める状況にあります。
- ・プラスチック製品が紫外線や熱、波等の要因により5mm以下に微粒化されたマイクロプラスチックも海洋生態系等への悪影響が懸念されています。
- ・今後さらに、使い捨て容器の削減やリサイクル促進、植物を原料とするバイオ素材の利用拡大などの具体策が国で検討され今後取りまとめられる予定であるため、各種主体と連携してこれらの対策を推進していきます。
- ・プラスチックの誤飲のほか、捨てられた釣糸などが海鳥に被害も多数報告されていることから、漁業者や漁協が行っている漁具等の回収事業を進めて、 海洋生物への被害の拡大防止に努めます。
- ・飲食業界におけるプラスチック製のストローを使用しない取組や令和2年7月に義務化されたレジ袋有料化を契機としたマイバック運動などによるプラスチック製品の使用抑制と、分別徹底を推進し、海洋への流出防止に努めます。また、海洋プラスチックごみについても、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

# (5)散乱ごみ対策の推進

快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るため、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、ごみの散乱防止対策を行います。

また、県民、事業者、NPO、大学、行政などが一体となって、環境美化活動等に取り組みます。

# 散乱ごみ対策

## ア.県民・事業者の取組

- 1) モラル向上、キャンペーン等への積極的参加
  - ・ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努めます。また、身近なごみの状況 を知ることが重要なので、市町などが行う空きかん回収キャンペーンや海岸 清掃などに積極的に参加します。

#### 2) 身近な環境美化

・河川・道路等におけるアダプト団体、愛護団体の登録制度などを活用し、団体 が清掃・美化活動に取り組むことによって、身近な環境の美化に努めます。

#### 【地域清掃活動への取組(例)】

県内の各地域において、個人や団体レベルで多くの環境美化活動が行われています。 これらの活動の中で、行政と民間が協力・連携して、次のような取組が行われています。

#### 長崎県保健環境連合会

市町の各自治会が保健環境連合会としてまとまり、6月の空きかん回収キャンペーンや、ながさき環境県民会議の委員として当会議のゴミゼロ実践計画に基づいたゴミゼロながさき実践活動を行うなど統一的な環境美化活動を行うとともに、各保健環境連合会においてごみの減量化・リサイクルに関する事業を行っています。

#### 長崎県海と渚環境美化推進委員会

毎年 7~8 月にキャンペーン期間を設定し、ポスター・新聞等による環境美化啓発活動を行うとともに県下一斉浜そうじを実施するなど、海浜の環境美化に関して組織的に活動しています。

#### 大村湾をきれいにする会

大村湾沿岸市町と大村湾を活動の場とする企業が協力・連携して、啓発活動や漂流ごみの定期的な回収を行うなど、大村湾の水質保全や環境美化に取り組んでいます。

#### 釜山外国語大学校と対馬市民による海岸清掃活動

平成 15 年度から年 1 回、釜山外国語大学校の学生が対馬市を訪れ、対馬市民と一緒になってボランティアによる海岸清掃活動に取り組んでいます。

#### イ. 行政の取組

#### 1) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に関する取組

・県内全域でごみの投げ捨て等を禁止しており、さらに、文化遺産の存在する 地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、「ごみの投げ捨て等防 止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、巡回指導を行います。

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進するため、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、地区内での違反行為については罰則(2千円の過料)を定めています。

#### 「ごみの投げ捨て等防止重点地区:26地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定します。

#### 「喫煙禁止地区:26 地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い 設の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定します。

# 2) ボランティア団体等との協働

・道路や河川等の公共施設(区域)の清掃・美化活動を行うアダプト団体や愛護団体の活動支援を行い、環境美化の推進を図ります。

#### 【県におけるボランティア団体等との協働の取組(例)】

#### アダプト団体への支援

登録申し込みに基づき登録されたアダプト団体(県管理の「河川=200m、海岸=200m、道路=500m、港湾=一定区域、漁港=一定区域、砂防施設=一定区域」以上の区間を年4回以上、清掃・美化活動を行う構成員10人以上の団体)に対して、傷害保険の一括加入や看板の設置、清掃用具の支給・貸与など活動支援を行っています。

#### 愛護団体への支援

届出に基づき登録を受けた愛護団体(県管理の「河川」、「海岸」、「道路」、「港湾」、「漁港」、「都市公園」、「砂防公園」において清掃・美化活動を行う構成員 5 人以上の団体)に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与など活動支援を行っています。

# (6)食品ロス対策の推進

国の試算によると、日本の食品廃棄物等は年間 2,550 万トン、そのうち食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間 612 万トンと推計されており、日本の人口 1人 1日あたりの食品ロス量は約 132 グラムです。日本の食料自給率(カロリーベース)は 38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くが捨てられており、その処理費用は 多額となり、焼却処理による二酸化炭素などの排出量の増加等による環境負荷が多大な ものになっています。

令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、県内における食品ロスの削減の推進に関する計画を策定し、計画の進捗を図りながら、各主体と連携しながら県民運動として食品ロス削減を推進していきます。

#### 教育及び学習の振興・普及啓発等

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

## 食品関連事業者等の取組に対する支援

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

#### 表彰

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く 周知するほか、ポスターコンテストも通じて食品ロス対策を促進します。

#### 情報の収集及び提供

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

#### 未利用食品を提供するための活動の支援等

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

# (7)ごみ処理広域化の推進

生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町 と連携しながらごみ処理広域化の推進を図っていきます。

ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえてごみ処理広域化を進めるとともに、その 達成を考慮して実施される基幹改良工事などについて、必要な支援を実施していきます。

#### ごみ焼却施設の集約化

ごみ焼却施設を令和 2 年度の 17 施設から令和 12 年度までに 15 施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

# サーマルリサイクル (熱回収:発電等)の推進

ごみ処理施設の更新時におけるサーマルリサイクル設備の導入を推進します。

その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金を利活用を促し、整備条件等に ついて技術的指導、助言を行います。

#### ごみ処理延命化の推進

ごみ処理広域化を行うために、継続的に関係市町等で議論する必要があり、その具体的な進展が見込めない場合で、現有施設の延命化を推進する場合は、これに対し技術的な指導、助言を行います。

#### ダイオキシン類排出量の削減

当初計画においてごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減は一定なされているため、これを継続させ、また、更なる削減のために個別の焼却施設の設備等に関する技術的指導、助言等を行います。

#### 焼却残渣等の再資源化処理の推進

生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣等のセメント原料化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図っていきます。

## 汚泥再生(し尿)処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、 下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生(し尿)処理施設の整備を図ると ともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進します。

#### 長崎県ごみ処理広域化計画

#### 1 計画の目標

循環型社会の形成を推進し、焼却処理や最終処分を行うごみの削減に努めるとともに、ごみ処理の広域化により、地域の社会性や地理的特性を考慮したうえで、処理機能が安定した施設規模の全連続式焼却施設における熱回収や高度な排ガス設備等の整備などをもって、ダイオキシン類の排出削減を継続しながら、生活環境の保全や効率的な廃棄物処理の実現を目指す。

#### 2 計画の目標年次と計画期間

計画の目標年次は、令和12年度とし、計画期間は令和3年度から目標年次までの10年間とする。

#### 3 市町の広域ブロック割り

目標達成のため、市町の広域ブロックを以下のとおり7広域ブロックに定める。市町の広域ブロック割りは当初の計画から平成21年度に見直ししたごみ処理広域化ブロックを基本とし、その後の市町村合併などを考慮した構成とする。

広域ブロック名	構成市町村		
長崎・西彼ブロック	長崎市、西海市、長与町、時津町		
(2市2町)			
佐世保・県北ブロック	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、		
(3市4町)	佐々町		
県央・県南ブロック	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市		
(5市)			
下五島ブロック	五島市		
(1市)			
上五島ブロック	小店架町 英上工自町		
(2町)	小値賀町、新上五島町		
壱岐ブロック			
(1市)	壱岐市 		
対馬ブロック	対馬市		
(1市)	רו מיי ג א		

#### 4 全体計画

#### (1)ごみ焼却施設の集約化

下表のとおり、ごみ焼却施設を令和2年度の17施設から令和12年度に15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図る。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、そ

の達成に向けて技術的支援を行う。

(施設数)

広域ブロック名	令和2年度	令和12年度	増減
長崎・西彼ブロック	4	4	± 0
佐世保・県北ブロック	5	5	± 0
県央・県南ブロック	3	2	- 1
下五島ブロック	1	1	± 0
上五島ブロック	2	1	- 1
壱岐ブロック	1	1	± 0
対馬ブロック	1	1	± 0
計	1 7	1 5	- 2

## (2)その他の取組み

#### サーマルリサイクル (熱回収:発電等)の推進

ごみ処理施設の更新時におけるサーマルリサイクル設備の導入を推進する。その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金を利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行う。

#### ごみ処理延命化の推進

ごみ処理広域化を行うために、継続的に関係市町等で議論する必要があり、その具体的な進展が見込めない場合で、現有施設の延命化を推進する場合は、これに対し技術的な指導、助言を行う。

#### ダイオキシン類排出量の削減

当初計画においてごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減は一定なされている。これを継続させ、また、更なる削減のために個別の焼却施設の設備等に関する技術的指導、助言等を行う。

#### 焼却残渣等の再資源化処理の推進

生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残 渣等のセメント原料化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を 図る。

#### 汚泥再生(し尿)処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生(し尿)処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進する。

# 4 県民のゴミゼロ意識の確立への取組

循環型社会の構築、さらには脱炭素社会、自然共生社会の形成推進を図るためには、県民一人ひとりが自分のライフスタイルを見直すことと、高い環境意識を持つことが必要です。

また、最新の科学的な知識を得ることで、廃棄物を含めた環境問題に対する正しい理解を進めることも必要です。

このため、教育機関やNPO等と連携して、学校教育や社会教育の中で、廃棄物に関する環境教育を実施していきます。特に、次世代を担う子どもたちへの環境教育は非常に重要であり、より多くの機会を捉え、啓発や体験活動を行っていきます。

また、ながさき環境県民会議を中心に、各主体が連携・協働して循環型社会の形成のための取組を実践していきます。

# (1)環境教育の推進

近年、学校や地域などで環境教育に対する関心が高まっており、平成 23 年に公布された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や平成 26 年 3 月に改定した「長崎県環境教育等行動計画」などに基づき、学校や地域社会、職場における環境教育・環境学習を推進します。

#### 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

# ア. 学校等

- ・小・中学校では、各教科や総合的な学習の時間等の中で、身近な自然環境の 保全やごみの減量化、分別及びリサイクル活動など、学校や地域の実情に応 じた環境保全や自然保護への取組を推進します。
- ・高等学校では、理科、地歴・公民科、家庭科等の教科の中で環境に関する学習を行い、また、教科以外の総合的な学習の時間(探求)や特別活動においても環境教育を実践します。
- ・大学では環境に関する研究を行い、知識やデータを提供するとともに、出前 講座などで、環境教育に取り組みます。
- ・環境に関する情報提供のための資料、学校生活において取り組めるプログラム や教材を整備します。
- ・学校で実施している環境保全活動、環境教育等に関する情報発信を行いま す。
- ・環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域 の環境リーダーを活用します。

## イ.家庭・地域

- ・行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。
- ・公民館活動などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等行うように 推奨します。
- ・知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。
- ・家庭・地域が取り組んでいる環境教育等や環境関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。

#### ウ. 事業者

- ・従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について、現状や課題に関する情報を提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。
- ・事業者が取り組んでいる環境に配慮した事業活動、環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。

# 工.行政

- ・学校等、家庭・地域、事業者と連携し、環境学習総合サイトである「環境活動 e ネットながさき」を核として、県内における各種環境イベント等の情報を発信します。
- ・学校、地域社会、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。

#### 協働取組の推進

#### ア.学校等

- ・学校、地域や関係機関等との連携を行い、児童生徒に地域との協働や体験的 な環境学習の場を設定することにより、環境保全や自然保護についての意識 の高揚と実践力の育成に努めます。
- ・家庭・地域、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育 等の取組へ積極的に参加・協力します。

#### イ.家庭・地域

- ・他の主体との連携を進めるとともに、地域における環境保全活動、体験活動 及び環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、学校等や家庭、事業者 の協力と参画を図るよう取り組みます。
- ・学校等、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の 取組に積極的に参加・協力します。

#### ウ.事業者

- ・他の主体との連携を進めるとともに、職場における環境に配慮した事業活動 や環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を 図るよう取り組みます。
- ・学校等、家庭・地域、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育 等の取組に積極的に参加・協力します。

#### 工.行政

- ・学校等、家庭・地域、事業者と連携して、環境学習総合サイト「環境活動 e ネットながさき」から情報を発信することで、各主体の協働取組を支援します。
- ・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウン セラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。
- ・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。
- ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保 全活動を推進します。

【環境アドバイザー等に関する問い合わせ先】

## 人材の育成

# ア.学校等

- ・県教育センター等による ESD の実践につながる研修講座や大学による教員免 許更新講習、環境学習フェア、環境教育指導者養成講座等の研修を通して、 教科横断的な視点での環境教育や、各教科以外で環境教育を実践できる指導 者を養成します。
- ・県立青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)と公共機関及び民間団体 や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報 発信・情報交換を支援します。

#### イ.家庭・地域

- ・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。
- ・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、 行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。

#### ウ. 事業者

- ・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会へ の派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。
- ・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、 行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。

#### 工.行政

- ・環境活動指導者養成講座等の指導者育成に係る研修を実施し、ESD や環境教育等を実践する教職員や環境リーダーなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる指導者を養成します。
- ・環境学習総合サイト「環境活動 e ネットながさき」から、環境教育環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。
- ・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修を開催し、ネットワーク 体制の支援を行います。

#### 拠点機能と情報発信の充実

## ア.学校等

- ・省エネルギー型空調設備や照明器具等の環境に配慮したエコスクールを推進 し、環境教育の拠点として活用します。
- ・大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座 を通した環境教育に取り組みます。

#### イ、家庭・地域

・公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。

## ウ. 事業者

・事業所における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組を活用し、体験 機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。

#### 工.行政

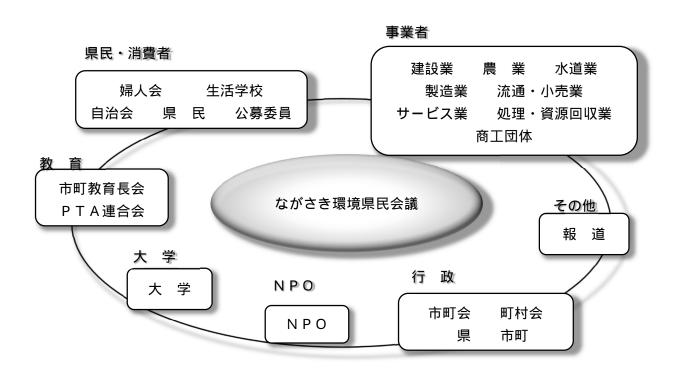
- ・環境学習総合サイト「環境活動 e ネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを通して、環境教育環連施設や環境イベントなどの情報を集約して発信するなど、県民が利用しやすい情報のプラットフォームになるよう努めます。
- ・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び県環境保健研究センターなど研究機関等を体験の場として提供するとともに、環境に関する取組の説明や情報発信等を行います。
- ・公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。
- ・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を 行います。

# (2)ネットワーク形成の推進

地球温暖化や資源の枯渇といった環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、これから、持続可能な循環型社会を形成していくためには、これまで以上に、各主体の一人ひとりの意識改革と行動の変革が必要と

## なってきます。

この意識改革と行動の変革を加速させるため、各主体が連携・協働するための ネットワークの要として設置している「ながさき環境県民会議」の取組を引き続き 支援していくとともに、ネットワークの形成・強化のための各種施策を展開してい きます。



# (3)情報提供・県民参加の推進

複雑多様化する廃棄物問題を含めた環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが意識をもって取り組む必要があります。

そのため、県民、事業者、NPO、大学、行政などが情報と目的を共有し、広く 各主体の参画を促すことが不可欠であり、情報提供や啓発活動などを通じて、県民 全体が意識を高めていくことが大切です。

#### 県民の取組

- ・県民一人ひとりが、毎日の生活の中で 4R を意識し、循環型社会形成のために自分のできることに取り組みます。
- ・インターネットやテレビ、新聞、広報紙等を通じ、廃棄物に関する知識や情報を 習得し、ゴミゼロ意識を高めます。
- ・廃棄物に関するイベントや施設見学、住民参加の施策に積極的に参加します。

#### 事業者の取組

- ・製造・販売した製品に関して、消費者がリデュース、リユース、リサイクルする 際に有用な情報の提供に努めます。
- ・製造・販売した製品に関して、環境への影響に関する情報を、消費者に理解しや すい方法で公開します。
- ・事業活動に伴って排出する廃棄物の処理方法や排出量、削減目標などを記載した 環境報告書や廃棄物処理計画等についても、積極的に情報を提供していきます。
- ・専門的な技術を利用して取り組んでいるリサイクルなどに関する情報を発信しま す。

#### NPOの取組

- ・多様な技術や知識を持った人材を活用し、循環型社会を形成するための活動を進 めていきます。
- ・廃棄物を含む環境問題に関する施策やイベント会合等に積極的に参加し、各 主体との連携・協働のつなぎ手としての役割を果たします。
- ・4Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など、地域の環境保全の ための活動に取り組みます。

#### 大学の取組

- ・科学的な知見に基づき、廃棄物を含む環境関連技術の研究を進めていきます。
- ・廃棄物を含む環境分野に関する先進的な知見や情報を、積極的に発信しま す。
- ・4Rの推進や廃棄物の適正処理に配慮した教育・研究活動を行います。
- ・廃棄物を含む環境分野に関する施策や地域の活動などへ、科学的な知見に基づく助言や技術的な支援を行います。

#### 市町の取組

- ・各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすとともに、ボランティア団体 やNPO等の育成・支援に努めます。
- ・環境イベントや施設見学、講演会など、様々な機会を通じて地域住民に廃棄物関 係の最新の情報や知識を提供していきます。
- ・地域住民が4R活動を実践していくために有用なイベントや講習会などを開催・ 支援します。
- ・ごみ捨て場を分かりやすく明示するなどして、観光客のごみの投げ捨て防止に努めます。
- ・廃棄物に関する施策については、計画や実施の段階で適切な情報公開を行うとと もに、住民の参画を促し、その意見を適切に反映するように努めます。

# 県の取組

- ・各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすとともに、ボランティア 団体やNPO等の育成・支援に努めます。
- ・廃棄物に関する国の方針や法律の変更について、各主体に対し必要な情報を分かりですい方法で発信します。
- ・「ゴミゼロながさき」の取組に関して、ホームページなどを通じて、目標の達成状況や最新の情報などの発信に努めます。
- ・県民や事業者、市町を対象とした講習会等を開催し、最新の科学的知見の普及 に努めます。
- ・観光客のごみの投げ捨て防止に関する啓発に努めます。
- ・施策の構築や変更にあたっては、インターネットやマスコミ等を活用して、広く県民に情報を提供するとともに、パブリックコメントなどを通じて県民の意見を適切に反映できるように努めます。